秘密保持契約書

国立大学法人東京工業大学（以下「甲」という。）と、＊＊＊＊＊（以下「乙」という。）とは（以下、総称して「契約当事者」という。）契約当事者間の＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊に関する共同研究その他の協力関係の検討（以下「本検討」という。）を行うに当たり、秘密の保持に関して以下の通り契約を締結する。なお、本検討における甲の担当者は、甲に所属する＊＊＊＊学院 ＊＊（役職）＊＊＊＊（教員氏名）とする。

（秘密情報）

第1条　本契約において、「秘密情報」とは、契約当事者が、本検討を行う過程において、他の契約当事者に開示し、又は提供する技術上及び営業上の情報（試料を含む。）であって次の各号に該当するものをいう。以下、秘密情報を開示又は提供する契約当事者を「開示当事者」といい、これを受領する契約当事者を「受領当事者」という。

1. 開示当事者が、書面（記録媒体上に記録された電磁的記録、電子メールを含む。以下同じ。）、試料その他の有形的方法により、当該情報を開示し、又は提供する際に、当該有形的方法に秘密である旨を表示したもの
2. 開示当事者が、口頭、映像その他の無形的方法により、当該情報を開示し、又は提供する際に、当該情報が秘密であることを表明し、かつ、当該開示又は提供後30日内に、書面をもって当該情報が秘密である旨を受領当事者に通知したもの

2　前項の規定にかかわらず、次の各号の情報は、秘密情報に該当しない。

1. 当該情報の開示又は提供前に、受領当事者が既に保有していたもの
2. 当該情報の開示又は提供前に、既に公知又は公用となっていたもの
3. 当該情報の開示又は提供後に、受領当事者の責めによることなく公知又は公用となったもの
4. 当該情報の開示又は提供後に、受領当事者が正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手したもの
5. 受領当事者が、開示又は提供を受けた秘密情報によることなく独自に開発したもの

（秘密の保持）

第2条　受領当事者は、開示当事者の書面による事前の承諾なしに、開示当事者の秘密情報を第三者に開示し、又は漏洩してはならない。

（秘密情報の開示）

第3条　受領当事者は、本検討のために秘密情報を知る必要がある自己に所属する者に対してのみ、開示当事者の秘密情報を開示することができる。この場合、受領当事者は、当該自己に所属する者に対し、自己が本契約に基づいて負う義務と同様の義務を課し、その履行について一切の責任を負わなければならない。

2　受領当事者は、前条の規定にかかわらず、裁判所又は行政機関から法令、判決、決定又は命令により開示を要求された場合は、当該裁判所又は行政機関に対し、開示当事者の秘密情報を開示し、又は提供することができる。この場合、受領当事者は、要求をされた旨を開示当事者に通知するとともに、秘密情報の開示の範囲を当該要求のために必要かつ最小限度にとどめ、可能な範囲で秘密を保持するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（秘密情報の使用）

第4条　受領当事者は、開示当事者の書面による事前の承諾なしに、開示当事者の秘密情報を本検討の目的以外に使用してはならない。

2　受領当事者は、開示当事者の書面による事前の承諾なしに、本検討のために必要な範囲を超えて秘密情報を複製してはならない。秘密情報の複製物は、秘密情報と同様に取り扱うものとする。

（秘密情報の不保証及び不許諾）

第5条　開示当事者は、自己の秘密情報が技術的に有効であること又は当該秘密情報の使用が第三者の権利を侵害しないことについて、一切保証しない。

2　秘密情報に係る所有権、知的財産権その他一切の権利は開示当事者が有するものであり、秘密情報の開示により、いかなる権利も、明示的又は黙示的かを問わず、受領当事者に譲渡又は許諾されるものではない。

（資料の返還）

第6条　受領当事者は、開示当事者の要求があったときは、遅滞なく開示当事者から開示又は提供を受けた書類、図面その他の資料（その複製を含む。）であって秘密情報を含むものを、開示当事者の指示に従い、返還、廃棄又は消去しなければならない。

（発明等の取扱い）

第7条　受領当事者は、開示当事者の秘密情報に基づく発明、考案又はプログラムの著作物を得たときは、遅滞なくこれを開示当事者に通知し、当該発明、考案又はプログラムの著作物に関する権利の帰属その他の取扱いについて、開示当事者と協議しなければならない。

（損害の賠償）

第8条　契約当事者は、自己の責めに帰すべき事由により本契約に違反し、これにより他の契約当事者に損害を生じたときは、当該損害を当該他の契約当事者に賠償しなければならない。

（有効期間）

第9条　本契約の有効期間は、20＊＊年＊＊月＊＊日から20＊＊年＊＊月＊＊日までとする。ただし、第2条、第3条、第4条、第6条及び第7条の規定は、本契約の終了後3年間、第5条及び第8条の規定は、各条項の対象とする事項が存続する限り、なおその効力を有する。

（協議）

第10条　本契約に定めのない事項又は本契約の各条項に関する疑義を生じたときは、契約当事者で協議の上これを解決する｡

本契約の締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各1通を保有する。ただし、電子契約サービスを利用するときは、当該サービスによって電子署名が付された本書の電磁的記録を各自保管することとする。

　20＊＊年＊＊月＊＊日

甲　東京都目黒区大岡山二丁目12番１号

国立大学法人東京工業大学

契約担当役　理事・副学長

研究・産学連携本部長

桑　田　　薫

乙　＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

＊＊＊＊＊＊＊＊株式会社

＊＊＊＊＊＊＊＊

＊＊＊＊＊

＊　＊　　＊　＊